

# 船橋市青少年問題協議会幹事に関する要綱

## (趣 旨)

第1条 船橋市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の所掌事務について、委員を補佐するため幹事を置く。

## (幹 事)

第2条 幹事は、別表の掲げる者をもって構成する。

2. 幹事は、市長が任命又は委嘱する。
3. 辞令又は委嘱状は、省略するものとする。

## (職 務)

第3条 幹事は、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

2. 幹事は協議会における審議結果を市政に反映させるとともに、相互の連絡・調整をはかる。

## 附 則

この要綱は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 5 月 15 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

## 別 表

1. 千 葉	県	船橋警察署生活安全課長
2. 千 葉	県	船橋警察署交通課長
3. 千 葉	県	船橋東警察署生活安全課長
4. 千 葉	県	船橋東警察署交通課長
5. 船 橋	市	市民生活部市民安全推進課長
6. 船 橋	市	福祉サービス部地域福祉課長
7. 船 橋	市	こども家庭部こども家庭支援課長
8. 船 橋	市	こども家庭部児童相談所開設準備課長
9. 船 橋	市	地域子育て部地域子育て支援課長
10. 船橋市教育委員会		学校教育部学務課長
11. 船橋市教育委員会		学校教育部指導課長
12. 船橋市教育委員会		学校教育部指導課児童・生徒サポート室長
13. 船橋市教育委員会		学校教育部保健体育課長
14. 船橋市教育委員会		学校教育部保健体育課児童・生徒防犯対策室長
15. 船橋市教育委員会		学校教育部総合教育センター所長
16. 船橋市教育委員会		生涯学習部青少年課長
17. 船橋市教育委員会		生涯学習部生涯スポーツ課長
18. 船橋市教育委員会		生涯学習部各中央公民館長
19. 船橋市教育委員会		生涯学習部青少年センター所長